

大分県報

平成二十九年
号外（二）
三月十日

（金曜日）

目次

告 示

議決された予算の要領……………一

○ 告 示

大分県告示第百六十四号

平成二十九年大分県議会第一回定例会で議決された予算の要領は、次のとおりである。

平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成28年度 大分県一般会計補正予算（第6号）

平成28年度大分県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,399,738千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ603,259,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)		既定額	補正額	計	
款	項	千円	千円	千円	
1 県 税	1 県 民 税	38,074,160	△ 725,412	37,348,748	
	2 事 業 税	24,413,594	541,625	24,955,219	
	3 地 方 消 費 税	35,697,751	△ 4,787,514	30,910,237	
	4 不 動 産 取 得 税	2,350,241	400,599	2,750,840	
	5 県 た ば こ 税	1,369,770	9,719	1,379,489	
	6 プ ロ ッ ク 場 利 用 税	350,472	△ 14,002	336,470	
	7 自 動 車 取 得 税	834,542	237,328	1,071,870	
	8 軽 油 引 取 税	8,480,249	321,167	8,801,416	
	9 自 動 車 税	14,015,172	60,832	14,076,004	
	12 産 業 廃 棄 物 税	175,793	155,658	331,451	
	2 地 方 消 費 税	1 地 方 消 費 税 清 算 金	44,170,000	△ 3,295,013	40,874,987
		1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	16,843,000	△ 989,000	15,854,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	380,000	13,344	393,344	
	1 地 方 特 例 交 付 金	380,000	13,344	393,344	
5 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	173,275,000	2,513,274	175,788,274	
	1 地 方 交 付 税	173,275,000	2,513,274	175,788,274	
7 分 担 金 及 び	1 地 方 交 付 税	4,275,232	3,500	4,278,732	
	1 地 方 交 付 税	4,275,232	3,500	4,278,732	

平成二十九年三月十日

大分県報号外（告示）

負担金	1 分担金	2 負担金				(歳出)						
						款	項	既定額	補正額	計		
8 使用料及び手数料	1 使用料	6,210,602	△	95,683	6,114,919	15 県債	1 県債	3 貸付金元利収入	44,863,135	△11,899,396	32,963,739	
	2 手数料	1,870,897		24,720	1,895,617			4 受託事業収入	1,260,417	△ 103,148	1,157,269	
9 国庫支出金	1 国庫負担金	27,023,911	△	275,862	26,748,049	歳入合計	1 県債	5 収益事業収入	3,430,710	△ 97,465	3,333,245	
		2 国庫補助金	78,923,957	△	9,642,237			69,281,720	6 利子割精算金収入	3,248	28,939	32,187
		3 委託金	1,836,154	△	181,216			1,654,938	7 雑収入	4,873,098	1,989,165	6,862,263
10 財産収入	1 財産運用収入	1,040,519	△	81,596	958,923	議 会 費	1 議 会 費	1 議 会 費	1,188,511	△ 5,864	1,182,647	
		2 財産売却収入	658,798		484,838			1,143,636	2 総務費	1 総務管理費	9,064,624	115,005
11 寄附金	1 寄附金	175,844		349,464	525,308	1 議 会 費	2 企 画 費	5,784,769			1,236,286	7,021,055
		1 特別会計繰入金	485,887	△	53,986			431,901	3 徴 税 費	3 徴 税 費	4,503,198	20,248
12 繰入金	2 基金繰入金	18,888,458	△	7,713,555	11,174,903	4 市町村振興費	4 市町村振興費	955,509			105,445	850,064
		1 特別会計繰入金	485,887	△	53,986			431,901	5 選 挙 費	5 選 挙 費	613,199	58,334
14 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料等	54,681,715	△	10,096,730	44,584,985	6 防 災 費	6 防 災 費	2,696,410			33,222	2,663,188
		2 県預金利子	6,970		3,297			10,267	7 統計調査費	7 統計調査費	342,437	13,301
						8 人事委員会費	8 人事委員会費	149,097			238	148,859
								9 監査委員費	9 監査委員費	214,418	4,906	209,512

3 福祉生活費	1 社会福祉費	44,569,803	△ 1,941,333	42,628,470		1 中小企業費	43,604,630	△ 9,664,544	33,940,086
	2 児童福祉費	16,377,934	533,640	16,911,574		2 工 業 費	5,191,521	△ 261,410	4,930,111
	3 生活保護費	1,687,401	108,788	1,796,189		3 観 光 費	6,834,263	15,910	6,850,173
	4 災害救助費	62,625	△ 1,598	61,027					
4 保健環境費	1 公衆衛生費	23,756,388	△ 797,573	22,958,815	8 土 木 費	1 土木管理費	5,190,826	△ 1,441,745	3,749,081
	2 環境保全費	1,783,096	164,973	1,948,069		2 道路橋梁費	49,667,194	1,330,230	50,997,424
	3 保健所費	1,885,116	△ 50,363	1,834,753		3 河川海岸費	23,302,485	△ 2,330,299	20,972,186
	4 医 務 費	4,947,425	△ 478,672	4,468,753		4 港 湾 費	3,413,843	△ 466,147	2,947,696
	5 業務生活衛生費	806,279	△ 11,639	794,640		5 都市計画費	6,915,962	△ 1,783,358	5,132,604
				6 住 宅 費		2,053,640	△ 634,617	1,419,023	
5 勞 働 費		1,996,961	△ 54,831	1,942,130	9 警 察 費	1 警察管理費	25,261,963	△ 505,825	24,756,138
	1 勞 政 費	141,110	20,194	161,304		2 警察活動費	1,108,356	△ 5,534	1,102,822
	2 職業訓練費	1,525,691	△ 37,121	1,488,570	10 教 育 費		121,700,001	2,240,075	123,940,076
	3 雇用対策費	233,360	△ 33,211	200,149		1 教育総務費	11,074,929	△ 346,349	10,728,580
4 労働委員会議費	96,800	△ 4,693	92,107	2 小 学 校 費		41,377,651	△ 12,556	41,365,095	
6 農林水産業費		57,162,545	△ 5,662,793	51,499,752	3 中 学 校 費	24,920,798	△ 102,498	24,818,300	
	1 農 業 費	11,524,624	△ 1,670,668	9,853,956	4 高 等 学 校 費	29,177,245	551,990	29,729,235	
	2 畜 産 業 費	4,398,462	36,331	4,434,793	5 特別支援教育費	9,815,818	△ 57,769	9,758,049	
	3 農 地 費	20,374,233	△ 2,362,511	18,011,722	6 大 学 費	1,540,675	711,754	2,252,429	
	4 林 業 費	15,192,834	△ 1,211,983	13,980,851	7 社会教育費	2,500,422	△ 120,193	2,380,229	
	5,672,392	△ 453,962	5,218,430	8 保健体育費	1,292,463	1,615,696	2,908,159		
7 商 工 費		55,630,414	△ 9,910,044	45,720,370	11 災害復旧費		△ 7,327,560	4,483,275	

平成二十九年三月十日

大分県報号外(告示)

7 商 工 費	1 中 小 企 業 費	中小企業等グループ施設等復旧整備事業費	4,358,336	10 教 育 費	1 都 市 計 画 費	港湾調査費	1,502		
			3,652,961			(単) 港湾改良事業費	1,959		
			3,652,961			(公) 重要港湾改修事業費	63,852		
			3,652,961			(公) 港湾環境整備事業費	89,295		
2 工 鉱 業 費	休廃止鉱山対策費 先端技術イノベーション拠点整備事業費	705,375	5 都 市 計 画 費	9,200	都市計画事業関係委託事業費	9,200			
		9,375	6 住 宅 費	305,572	特定建築物耐震化促進事業費	204,447			
		696,000	(公) 県営住宅建設事業費	15,290	(公) 既設県営住宅改善事業費	81,005			
		696,000	(公) 県営住宅建替等推進事業費	4,830					
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	管轄関係受託事業費	158,128	1 教 育 総 務 費	1 教 育 総 務 費	私立学校施設耐震化促進事業費	40,196		
			158,128			4 高 等 学 校 費	738,980	施設整備費	738,980
			51,267			5 特 別 支 援 教 育 費	393,289	施設整備費	393,289
			2,203			6 大 学 費	955,540	県立芸術文化短期大学整備事業費	955,540
2 道 路 橋 梁 費	道路関係受託事業費	(単) 橋梁整備事業費	49,064	7 社 会 教 育 費	記録保存修理費	49,359			
			14,638	8 保 健 体 育 費	1,763,728	県立スポーツ施設建設事業費	1,763,728		
			9,612	11 災 害 復 旧 費	県立スポーツ施設建設事業費	1,763,728	3,500,203		
			481,850						
3 河 川 海 岸 費	(公) 緊急河床掘削事業費	緊急河床掘削事業費	14,638						
			9,612						
			481,850						
			246,319						
4 港 湾 費	(公) 津波危機管理対策緊急事業費(河川課分)	津波危機管理対策緊急事業費(河川課分)	49,002						
			20,559						
			246,319						
			117,394						
4 港 湾 費	(単) 砂防改修事業費	砂防改修事業費	117,394						
			221,424						
			14,673						
			9,616						
4 港 湾 費	(公) 緊急急傾斜地崩壊対策事業費	緊急急傾斜地崩壊対策事業費	9,616						
			156,608						
			156,608						
			156,608						

12	水産生産基盤整備事業	平成28年度から平成29年度まで	150,000	
(2) 変更事項				
1	自動車税納税通知書作成等業務委託料		「13,109千円」を「7,182千円」	
2	税務業務アウトソーシング推進事業		「77,485千円」を「72,895千円」	
3	県立芸術文化短期大学整備事業		「987,807千円」を「0千円」	
4	農業近代化資金等利子補給		「232,398千円」を「182,847千円」	
5	災害資金利子補給		「16,852千円」を「3,858千円」	
6	特定災害資金利子補給		「5,751千円」を「349千円」	
7	活動火山降灰対策緊急資金利子補給		「1,433千円」を「319千円」	
8	農業経営負担軽減支援資金利子補給		「33,865千円」を「21,073千円」	
9	畜産特別資金利子補給		「5,465千円」を「0千円」	
10	漁業近代化資金利子補給		「181,489千円」を「97,155千円」	
11	漁業経営維持安定資金利子補給		「7,690千円」を「0千円」	
12	公益社団法人全国農地保有合理化協会 (以下本欄、期間欄及び限度額欄において			
13	て「甲」という。)が農地中間管理機構(以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。)に農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。			「1」借入金額160,000千円」を
14	中山間地域本耶馬溪地区浄水施設整備事業			「165,000千円」を「0千円」
15	危険ため池中間大池地区堤体改修事業			「170,000千円」を「0千円」
16	危険ため池夏畑池地区堤体改修事業			「116,000千円」を「0千円」
17	国道217号道路改良事業(平岩松崎工区)			「80,000千円」を「0千円」
18	国道217号道路改良事業(戸穴工区)			「1,420,000千円」を「1,050,000千円」
19	国道442号道路改良事業(宗方工区)			「2,000,000千円」を「0千円」
20	県道飯田高原中村線道路改良事業			「350,000千円」を「90,000千円」
21	県道三重新殿線道路改良事業(内田工区)			「90,000千円」を「0千円」
22	生活排水処理施設整備費補助			「60,000千円」を「0千円」
23	県立スポーツ施設建設事業			「100,000千円」を「0千円」
				「58,106千円」を「35,215千円」
				「7,343,815千円」を「5,260,705千円」

平成二十九年三月十日

大分県報号外(告示)

第4表

地方債補正

(1) 追加	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	補正		摘要	
						前	後		
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	産業科学技術センター施設整備費	千円 348,000	証券借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。				
	県立芸術文化短期大学整備費	460,000							
	林道災害復旧費	1,000							
(2) 変更									
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	防災施設整備費	千円 153,000				千円 131,000			
						5,000			
	防災情報伝達体制整備費	9,000							
	社会福祉施設整備費	109,000				132,000			
	土地改良費	2,554,000				2,539,000			
	農地防災事業費	777,000				743,000			
	林道道費	371,000				130,000			

治山費	1,485,000			1,252,000			
沿岸漁場整備費	304,000			305,000			
漁港費	651,000			692,000			
道路費	22,251,000			22,722,000			
河川費	7,316,000			7,475,000			
海岸費	238,000			147,000			
砂防費	3,492,000			3,108,000			
港湾費	1,141,000			940,000			
空港建設費	399,000			409,000			
街路費	1,254,000			926,000			
都市環境整備費	327,000			182,000			
住宅建設費	267,000			0			
防災対策推進費	509,000			367,000			
県立学校施設整備費	2,296,000			1,778,000			
埋蔵文化財センター施設整備費	212,000			242,000			

平成二十九年三月十日

大分県報号外(告示)

県立スポーツ施設整備費	25,000			703,000			
警察施設整備費	329,000			34,000			
交通安全施設整備費	298,000			197,000			
土木施設災害復旧費	2,265,000			1,144,000			
漁港施設災害復旧費	33,000			3,000			
治山施設災害復旧費	106,000			0			
県立学校施設災害復旧費	17,000			14,000			
自然公園施設災害復旧費	11,000			6,000			
臨時財政対策債	26,263,000			24,763,000			

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

平成28年度 大分県公債管理特別会計補正予算 (第1号)

平成28年度大分県公債管理特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,254,227千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,548,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	公債管理費	千円 118,802,284	千円 △ 1,254,227	千円 117,548,057
	1 繰 入 金	84,936,284	△ 1,254,227	83,682,057
歳 入 合 計		118,802,284	△ 1,254,227	117,548,057

(歳 出)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	公債管理費	千円 118,802,284	千円 △ 1,254,227	千円 117,548,057
	1 公 債 費	118,802,284	△ 1,254,227	117,548,057
歳 出 合 計		118,802,284	△ 1,254,227	117,548,057

平成28年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)

平成28年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,907千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,659千円とする。

額を歳入歳出それぞれ152,659千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	母子父子寡婦福祉資金	千円 154,566	千円 △ 1,907	千円 152,659
	1 繰 入 金	7,627	△ 1,285	6,342
	2 繰 越 金	80,074	△ 1,321	78,753
	3 諸 収 入	66,865	699	67,564
歳 入 合 計		154,566	△ 1,907	152,659

(歳 出)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	母子父子寡婦福祉資金	千円 154,566	千円 △ 1,907	千円 152,659
	1 母子父子寡婦福祉資金	154,566	△ 1,907	152,659
歳 出 合 計		154,566	△ 1,907	152,659

平成28年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算 (第1号)

平成28年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ484,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ484,187千円とする。

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)		項	既定額	補正額	計
款					
1	中小企業設備 導入資金		千円 462,381	千円 21,806	千円 484,187
		2 繰越金	338,141	19,389	357,530
		3 諸収入	76,521	2,417	78,938
歳入合計			462,381	21,806	484,187
(歳出)					
款		項	既定額	補正額	計
1	中小企業設備 導入資金		千円 462,381	千円 21,806	千円 484,187
		1 中小企業設備導入資金	462,381	21,806	484,187
歳出合計			462,381	21,806	484,187

平成28年度 大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度大分県流通業務団地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ468,034千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)		項	既定額	補正額	計
款					
1	流通業務団地 造成事業費		千円 789,929	千円 △468,034	千円 321,895
		1 財産収入	789,929	△468,118	321,811
		2 繰越金		84	4
歳入合計			789,929	△468,034	321,895

(歳出)

款	項	既定額	補正額	計
1	流通業務団地 造成事業費	千円 789,929	千円 △468,034	千円 321,895
	1 土地造成費	789,929	△468,034	321,895
歳出合計		789,929	△468,034	321,895

平成28年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,133,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)		項	既定額	補正額	計
款					

1 貸付勘定	1 繰入金	187,500	△	57,500	130,000
	2 繰越金	178,647		378,863	557,510
	3 諸収入	638,503	△	193,727	444,776
2 業務勘定		3,758	△	2,576	1,182
	1 繰入金	3,484	△	2,893	591
	2 諸収入	274	△	72	202
	3 繰越金			389	389
歳入合計		1,008,408		125,060	1,133,468
(歳出)					
1 貸付勘定		1,004,650		127,636	1,132,286
	1 林業・木材産業改善資金	250,000		357,616	607,616
	2 木材産業等高度化推進資金	750,000	△	230,000	520,000
	3 林業就業促進資金	4,650		20	4,670
2 業務勘定		3,758	△	2,576	1,182
	1 林業・木材産業改善資金	3,484	△	2,532	952
	2 木材産業等高度化推進資金	274	△	44	230
歳出合計		1,008,408		125,060	1,133,468
平成28年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号) 平成28年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算の補正)					
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348,986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ550,979千円とする。					
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。					
第1表					
歳入歳出予算補正					
(歳入)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰入金	1,993	△	1,993	0
	2 繰越金			117	117
	3 諸収入			360	360
歳入合計		201,993		348,986	550,979
(歳出)					
1 貸付勘定		200,000		350,502	550,502
	1 繰越金	150,727		370,902	521,629
	2 諸収入	49,273	△	20,400	28,873
2 業務勘定		1,993	△	1,516	477
	1 繰				

平成二十九年三月十日

大分県報号外(告示)

一六

1 貸付勘定		千円 200,000	千円 350,502	千円 550,502
	1 沿岸漁業改善資金	200,000	350,502	550,502
2 業務勘定		1,993	△ 1,516	477
	1 沿岸漁業改善資金	1,993	△ 1,516	477
歳出合計		201,993	348,986	550,979

平成28年度 大分県営林事業特別会計補正予算(第1号)
平成28年度大分県営林事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ608,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 県営林事業費		千円 491,525	千円 117,163	千円 608,688
	1 使用料及び手数料	34	3	37
	2 財産収入	301,498	11,238	312,736
	3 繰入金	153,382	△ 45,371	108,011
	4 繰入金	1	140,045	140,046
	5 諸収入	6,610	28,248	34,858

歳入合計	6 県債	30,000	△ 17,000	13,000
		491,525	117,163	608,688
(歳出)				
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 県営林事業費		千円 491,525	千円 117,163	千円 608,688
	1 県営林事業費	291,352	65,964	357,316
	2 県民有林事業費	200,173	51,199	251,372
歳出合計		491,525	117,163	608,688

第2表

地方債補正

変更

起債の目的	補正前			補正後			摘 要	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法		利率
伐採事業費	千円 26,000				千円 10,000			
					3,000			
県営林造成事業費	4,000							

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

平成28年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）
 平成28年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算補正

（歳入）

款	項	既定額	補正額	計
1	大分臨海工業地帯建設事業費	千円 31,813	千円 329,851	千円 361,664
	1 財産収入	5,317	11,489	16,806
	2 繰入金	26,396	△ 3,816	22,580
	3 繰越金	100	178	278
	4 県債		322,000	322,000
歳入合計		31,813	329,851	361,664

（歳出）

款	項	既定額	補正額	計
1	大分臨海工業地帯建設事業	千円 31,813	千円 329,851	千円 361,664

費	1 土地造成費			
歳出合計	31,813	329,851	361,664	

第2表

繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	大分臨海工業地帯建設事業費		千円 322,000
	1 土地造成費		322,000
		6号地事業費	322,000

第3表

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	千円 322,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

平成28年度 大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度大分県港湾施設整備事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,824千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,150,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

款	項	既定額	補正額	計
1 港湾施設整備費		千円 2,197,411	千円 △ 46,824	千円 2,150,587
	1 使用料及び手数料	1,343,066	21,394	1,364,460
	2 繰入金	100,345	△ 47,220	53,125
	3 県債	754,000	△ 38,000	716,000
	4 繰越金		17,002	17,002
歳入合計		2,197,411	△ 46,824	2,150,587

(歳出)

款	項	既定額	補正額	計

1 港湾施設整備費	千円	千円	千円
1 港湾施設整備事業費	2,197,411	△ 46,824	2,150,587
歳出合計	2,197,411	△ 46,824	2,150,587

第2表

繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾施設整備費			千円 138,000
	1 港湾施設整備事業費		138,000
		港湾機能施設整備事業費	138,000

第3表

債務負担行為

事	項	期間	限度額
1 大分県港湾監視業務委託料		平成28年度から平成29年度まで	千円 18,057
2 港湾機能施設整備事業		平成28年度から平成29年度まで	80,000

第4表

変更

地方債補正

起債の目的	補正前				補正後				摘要
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾施設建設事業費	千円 754,000				千円 716,000				

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

平成28年度 大分県用品調達特別会計補正予算(第1号)					債務負担行為		
平成28年度大分県用品調達特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)					事項	期間	限度額
<p>第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99,335千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,628,265千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(債務負担行為)</p> <p>第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。</p> <p>第1表</p>					<p>平成28年度 大分県病院事業会計補正予算(第2号)</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 平成28年度大分県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(業務の予定量)</p> <p>第2条 平成28年度大分県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。</p>		
(歳入)					<p>4 建設改良計画</p> <p>資産購入関係 2,206,194千円</p> <p>医療機械器具 1,400,000千円</p> <p>改築事業関係 1,400,000千円</p> <p>改築工事他 806,194千円</p>		
款	項	既定額	補正額	計			
1	用品調達費	千円 1,727,600	千円 △ 99,335	千円 1,628,265			
	1 用品収入	1,726,000	△ 99,000	1,627,000			
	2 繰越金	1,600	△ 335	1,265			
歳入合計		1,727,600	△ 99,335	1,628,265			
(歳出)							
款	項	既定額	補正額	計			
1	用品調達費	千円 1,727,600	千円 △ 99,335	千円 1,628,265			
	1 用品調達費	1,727,600	△ 99,335	1,628,265			
歳出合計		1,727,600	△ 99,335	1,628,265			
第2表					<p>第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。</p> <p>(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)</p> <p>収入</p> <p>第1款 病院事業収益 14,841,850千円 927,919千円 15,769,769千円</p> <p>第1項 医業収益 13,583,592千円 900,497千円 14,484,089千円</p> <p>第2項 医業外収益 1,256,258千円 10,373千円 1,266,631千円</p> <p>第3項 特別利益 2,000千円 17,049千円 19,049千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 病院事業費用 14,609,273千円 742,088千円 15,351,361千円</p> <p>第1項 医業費用 14,452,325千円 741,074千円 15,193,399千円</p> <p>第2項 医業外費用 154,948千円 1,014千円 155,962千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 予算第4条括弧書中「1,988,466千円」を「1,662,142千円」に、「1,841,111千円」を「1,498,721千円」に、「147,355千円」を「163,421千円」に改め、資本的収入及び</p>		

び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	988,589千円	549,900千円	1,538,489千円
第1項 企業債	468,000千円	566,000千円	1,034,000千円
第3項 補助金	51,403千円	△ 16,100千円	35,303千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,977,055千円	223,576千円	3,200,631千円
第1項 建設改良費	1,989,298千円	216,896千円	2,206,194千円
第3項 他会計からの借入金償還金 (企業債)	0千円	6,680千円	6,680千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額及び償還の方法を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	償 還 の 方 法
改築事業費	「68,000千円を635,000千円」	「1年以内のすえ置き期間を含め、5年以内に」 を 「3年以内のすえ置き期間を含め、30年以内に」
医療機器整備事業費	「400,000千円を399,000千円」	
合 計	「468,000千円を1,034,000千円」	

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第8条に定めた職員給与費「7,128,531千円」を「7,343,102千円」に改める。
(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額「4,372,210千円」を「4,875,304千円」に改める。